運　営　規　程

（事業目的）

第１条　株式会社セラピットが設置するリベロスタジオ　リハ・リハ（以下「事業所」という）において実施する指定通所介護事業、神戸市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所サービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護、神戸市介護予防・日常生活支援総合事業　介護予防通所サービス（以下「通所介護等サービス」という）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態または要支援状態等にある利用者の意思及び人格を尊重し、心身機能の向上・維持を図るため、適正なサービスの提供をすることを目的とする。

（運営方針）

第２条　当事業所の従業者は、要支援者、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

２　当事業所は、事業の実施にあたり、利用者へ総合的なサービスを提供するため、関係市町村、並びに地域の保健・医療・福祉サービス機関を提供する者と連携に努めるものとする。

（事業所の名称、所在地）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

① 名　称：リベロスタジオ　リハ・リハ

② 所在地：　兵庫県神戸市須磨区高倉台１丁目１番２号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

職　種	人　数	職務内容
管　理　者	１名	本事業と従業者の管理及び業務を一元的に行う。
生活相談員	１名以上	利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。
介護職員	６名以上	利用者の日常生活の介護業務に従事する。
看護職員	１名以上	利用者の健康状態の確認及び介護を行う。
機能訓練指導員	２名以上	利用者の機能訓練に従事する。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

営 業 日：月曜日から金曜日までとする（但し、１２月３０日～１月３日を除く）。

営業時間：午前８時３０分～午後５時３０分

サービス提供時間：午前９時１５分～午後１６時１５分

（通所介護等サービスの利用定員）

第６条　利用者の利用定員は、１日４０人とする。

（通所介護等サービスの内容及び料金その他の費用の額）

第７条　通所介護等サービスの内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

①　日常動作訓練

②　生活指導（相談・援助等）レクリエーション

③　健康チェック

④　機能訓練

⑤　食事の提供

⑥　入浴

⑦　送迎

２　通所介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額、神戸市が指定する額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その１割（利用者の所得によっては２割又は３割）の額とする。また、次の各号に掲げる費用の額を利用者から受けるものとする。

①食事、飲み物を希望された場合に要する費用

〇昼食費…７９０円／１食

〇持ち帰り弁当費…７９０円／１食

〇嗜好飲食費①：ミネラルウォーター…１１０円／日

〇嗜好飲食費②：ミネラルウォーター、コーヒー、紅茶等…２２０円／日

〇嗜好飲食費③：ミネラルウォーター、コーヒー、紅茶等、おやつ…３３０円／日

②活動費：レクリエーションや外食の際に必要とする経費は行事毎に実費を徴収

③複写物の交付：写真・１枚４４円・書類関係｛１枚１１円・カラー３３円｝等交付した際に必要とする費用

④オムツ代：尿取りパット１枚３３円・オムツ１枚１６５円・リハビリパンツ１枚１５７円

⑤交通費：利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用｛２㎞未満までは１１０円、以降１㎞を超える毎に１１０円｝が加算

⑥利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の通所介護等サービスに係る居宅介護サービス基準額又はサービス必要基準額を超える費用。前号に掲げるもののほか、通所介護等サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担してもらうことが適当と認められる費用。

３　前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明した上で、支払いに同意を得ることとする。

（通常の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、下記の通りとする。

神戸市須磨区白川台１～７丁目、東白川台１～５丁目、白川、東落合１～３丁目、西落合１～７丁目、南落合１～４丁目、北落合１丁目～６丁目、中落合１～４丁目、神の谷１～７丁目、竜が台１～７丁目、友が丘１～９丁目、道正台１丁目、若草町１～３丁目、横尾１～９丁目、高倉台１～８丁目、車、清水台、多井畑、多井畑東町、多井畑南町、菅の台１～７丁目、若木町１～４丁目、離宮西町１～２丁目、離宮前町１～２丁目、月見山町１～３丁目、桜木町１～３丁目、

高倉町１～２丁目、須磨寺町１～５丁目、緑が丘１丁目～２丁目、妙法寺
神戸市垂水区清玄町、下畑町、朝谷町、塩屋北町、潮見台町、関守町、千守町、須磨本町、須磨浦通、天神町、行幸町、月見山本町、北町、南町、東町、稲葉町、松風町、磯馴町、衣掛町、若宮町、若木町、大手町、戸政町、中島町、権現町、堀池町、水野町、高尾台

（サービス利用にあたっての留意事項）
第９条　事業所は、利用者に通所介護等サービスの提供を行う際に、次の事項について留意するものとする。
（１）サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項・利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービス提供を受けるよう留意する。
（２）送迎サービスを利用する際の留意事項
①　始業前点検を十分に行う。
②　利用者の状況に合わせた車輌移動を行う。
③　送迎中にも利用者の状況の変化に気をつける。
（３）運動器の機能向上サービスを利用する際の留意事項
①　バイタル等の確認

（緊急時における対処方法）
第１０条　従業者は、通所介護等サービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他の事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。
２　利用者に対する通所介護等サービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償保険を考慮に入れ誠意を持って対応する。

（非常災害対策）
第１１条　非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)
第１２条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
① 虐待防止に関する担当者の選定及び設置
② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
③ すべての従業者に対する高齢者等の人権の擁護及び虐待の防止に係る研修の実施（年１回以上）
④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

（身体拘束等の禁止）
第１３条　事業者は、通所介護等サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。

２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１４条　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護等サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

２　従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

３　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第１５条　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）をおおむね６か月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

（その他運営に関する重要事項）

第１６条　その他運営に関する重要事項を下記のとおりとする。

（１）事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①　採用時研修

②　継続研修

（２）従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

（３）従業者であった者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約に条項を加える。

（４）事業所は通所介護等サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低５年間は保存するものとする。

（５）この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社セラピットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附　則）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。